

<資料1②>

おもな学校感染症と出席停止期間	
病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症をした後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳がとれるまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
第二種 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風疹（3日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えた後2日経過するまで
結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種 腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	①条件によっては出席停止が必要と考えられる感染症 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・急性細気管支炎（RSウイルス） ②出席停止の必要が無いと考えられる感染症 アタマジラミ・水いぼ・伝染性膿痂疹（とびひ）